

# 守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

# はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づき、平成 18 年 3 月 17 日付で 13 件の文化財を指定、登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区 1 件を決定し、1 件の文化財を追加指定、1 件を追加認定、1 件を追加登録しました。（詳細は以下の表のとおり）

この冊子では、今回指定登録等を行った 17 件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成 18 年 10 月

## 平成 17 年度 指定・登録文化財等一覧

番号	区分	区別	名称	員数	年代	所在地	所有者
①	建造物	指定	天満神社本殿 附 神主 5 枚、監障子 2 枚	1 棟	江戸時代中期	与謝野町	天満神社
②		指定	春日神社本殿	1 棟	江戸時代前期	南丹市	春日神社
③		指定	生身天満宮本殿 附 神主 3 枚、回廊 1 棟	1 棟	江戸時代前期	南丹市	生身天満宮
④		登録	生身天満宮 拝殿、秋葉社	2 棟	江戸時代末期 江戸時代中期	南丹市	生身天満宮
⑤		登録	春日神社本殿 附 神主 23 枚、文書 3 点	1 棟	江戸時代末期	加茂町	春日神社
⑥		追加登録	朱智神社本殿 附 神主 7 枚		江戸時代	京田辺市	朱智神社
		小計	5 件（指定 3・登録 2）		追加登録 1 件		
⑦	美術	絵画	覚禅鉛筆	164巻	鎌倉時代～江戸時代	山科区	勅修寺（奈良博寄託）
⑧		絵画	絹本着色熊野垂迹曼荼羅図	1 幅	鎌倉時代	左京区	聖護院（京博寄託）
⑨		彫刻	木造毘沙門天立像 像内に慶永三年履甲卯の月 大仏師法眼応円、住所 金仏師等の造立銘がある	1 尊	南北朝時代	東山区	尊勝院
⑩	工芸品	工芸品	大徳寺伝洗衣類 附 法衣簞笥 法衣箱	3 棟 1 合	室町時代、 江戸時代、 元、明時代	北区	大徳寺
⑪		古文書	足利高氏願文 附 足利尊氏御判御教書	1巻 1巻	鎌倉時代	亀岡市	八幡宮（亀岡市文化資料館寄託）
⑫		考古資料	人面付鏡形土器 鏽面部片	1 点	弥生時代	上京区	京都府（山城郷土資料館保管）
		小計	6 件（指定 6）				
⑬	無形文化財	指定	袖織	—	—	左京区	（保持者） 村上 良子
⑭		追加認定	友禪	—	—	上京区	羽田 登
		小計	1 件（指定 1）	追加認定 1 件	認定 2 名		
⑮	史跡	指定	田辺天神山遺跡	—	弥生時代	京田辺市	同志社
⑯		追加指定	平安京右京一条三坊九町遺跡	—	平安時代	北区	京都府
		小計	1 件（指定 1）	追加指定 1 件			
⑰	文化財環境 保全地区	決定	天満神社文化財環境保全地区	—	—	与謝野町	天満神社 京都府
		小計	1 件（決定 1）				
		合計	14 件（指定 11 件、登録 2 件、決定 1 件）	追加指定等 3 件	認定 2 名		

なお、京都府指定文化財であった美術工芸品「鉦鼓」は 平成 17 年 6 月 9 日付で、国の重要文化財に指定されました。京都府指定は、同日付で解除されています。

## 二建造物二

てんまんじんじや ほんでん  
天満神社 本殿

天満神社は、与謝野町加悦の小高い丘陵、天神山に鎮座し、菅原道真をおまつりしています。

本殿は、棟札に享保 18 年（1733）の建立とあり、細部意匠も時代の特性をよく表わしています。

一間社流造、銅板葺の社殿で、正面屋根中央に向唐破風が突き出して据えられていることが、全国的に見ても他に類例がない特徴です。建物には全体に豊富な装飾が施されており、特に身舎正面の建具全面に彫り込まれた菱文様は華麗です。櫻普請の建物に「龍」や「波間に兎」等、大工の技量を窺わせる見事な彫刻が随所にみられ、妻壁を二手先組物でせり出す点で、18世紀の与謝地域における神社本殿の特色をよく示しています。

棟札からは、当社が宮津市宮町の日吉神社本殿や舞鶴市の松尾寺本堂（どちらも府指定有形文化財）等を手掛けた富田河内盛庸の手によることも知れ、17世紀以降、与謝・丹後地域で活躍した「富田」姓の大工の系譜をたどる上でも貴重です。

いきみてんまんぐう ほんでん はいでん あさばしゃ  
生身天満宮 本殿、拝殿、秋葉社

生身天満宮は、南丹市園部町美園町に鎮座します。延喜元年（901）、菅原道真を存命中に神として祀ったことから生身天満宮と称しています。

本殿は、承応 2 年（1653）に建立した一間社流造、檜皮葺の簡素な装飾と架構をもつ社殿です。内外陣に分かれた身舎の外陣前面は吹き放ちとし、正側面の三方には縁を廻します。長押の各所や懸魚には鎧金具が打たれ、特に身舎と脇障子廻りは、簡素ながらも密に配置されており壯觀です。

当社本殿は、江戸時代中・後期の丹波地域の社殿の特徴である豊富な装飾や、妻面を柱筋から張り出し、屋根を大きくみせる複雑な架構法を用いる以前の、簡素な構造をもつ建築です。

棟札から江戸時代前期の建立が判明し、当様式の編年的な下限を示す指標となる点で重要です。

回廊は、本殿と一体をなし、瑞垣の発展形と考えられます。同地域では珍しい形式で、礼拝空間の拡大を考える上で評価できるものです。

拝殿は、天保 2 年（1831）の建立であり、長方形の平面は、同地域の拝殿に特徴的なもので、拝殿様式の地域性を考える上で貴重です。また、幣殿部分と一体化した構造は珍しい形式で、神社建築の空間構成を考える上でも重要です。

秋葉社は、宝永 6 年（1709）に建立され、現在は火之迦具土神を祀っています。江戸時代には聖天堂として用いられており、神仏習合が行われていた様子を知る上で貴重な建物です。



指定 天満神社本殿

(与謝野町)



指定 天満神社本殿

(与謝野町)



指定 生身天満宮本殿

(南丹市)



登録 生身天満宮拝殿

(南丹市)

## かすがじんじゃ 春日神社（南丹市）本殿

春日神社は、南丹市八木町八木嶋の高台に位置し、天之鬼屋根命を祭神とします。

本殿は、覆屋に収まった柿葺の一間社流造です。建立年代を示す棟札や資料は確認できないものの、簡素な装飾と架構は、同様の特徴を持つ生身天満宮本殿〔承応2年（1653）〕と共通することや、虹梁、木鼻及び幕股など装飾部材の彫刻等より、17世紀中頃の建立と考えられます。

また、材料には檜の糸柾材など最上級のものが使われており、この点でも本神社の歴史を考える上で、貴重な建物です。

## かすがじんじゃ 春日神社（加茂町）本殿

春日神社は加茂町錢司に位置し、天鬼屋根命、経津主命、武甕槌命及び姫大神を祭神とします。創立や由緒については不明ですが、莊園鎮守として春日大社を勧請した一例と考えられます。

現在の本殿は、弘化2年（1845）に春日大社の古社殿を移築したものであり、春日大社での造立年は、式年造替の記録より、移築時から19年遅った文政9年（1826）であることがわかります。

南山城地域には、相楽郡山城町にある松尾神社本殿〔文化5年（1808）移築：重要文化財〕を始めとして、春日大社拝領社殿を有する神社が12社存在します。その中でも、当社は平成17年度の調査により、拝領と移築に関する文書が発見され、譲渡の経緯が明らかになった点でも貴重です。

また、他の社殿では移築時に大きな改造が見られるところもありますが、当社はそれもほとんど無く、春日大社本殿を拝領したことを尊重し建物を大切に保全してきたことが伺えます。その他、27枚に及ぶ棟札が残され、中世からの来歴や修理の事情を知ることができる点も重要です。

### 朱智神社本殿棟札7枚（追加登録）

朱智神社本殿は、京都府登録有形文化財で、京田辺市天王に鎮座します。

この度、屋根葺替、彩色復原工事において、新たな棟札が発見されました。これらは、延宝4年（1676）以降の近世の修理歴を示す貴重な史料であり、今回、附に追加登録するものです。



登録 生身天満宮秋葉社 (南丹市)



指定 春日神社本殿 (南丹市)



登録 春日神社本殿 (加茂町)



追加登録（附）朱智神社本殿棟札  
(京田辺市)

## =美術工芸品=

かくぜんしょう  
覺禪鈔

164巻

覚禪鈔は、平安時代後期から鎌倉時代前期にかけての真言僧である覚禪（1143～1213以後）が、密教の修法について、さまざまな文献を学習して、そこに記される諸説を集め記したもので、一部に仏像の姿（=図像）や修法道場の図を描いています。豊富な内容をもつことから、図像学、密教学などを研究するうえでよく利用されますが、残念ながら覚禪が自ら筆を執った本は今日に伝わっていません。古写本のまとまった伝来例として、京都府醍醐寺本（170巻・文永3～4年〔1266～67〕書写）、和歌山県高野山西南院本（50巻・元亨年間〔1321～24〕書写、重要文化財）等が知られています。

勧修寺本は、鎌倉時代の写本101巻、南北朝時代2巻、江戸時代の写本61巻から構成されるよう、複数の系統の本が集められた取合本です。このなかでは、覚禪の弟子であり覚禪とともに覚禪鈔の制作活動に携わった貞玄による書写本、鎌倉時代中期に醍醐寺から高野山に移り覚禪鈔を広めた頼賢による書写本をはじめ、鎌倉時代前期から中期にかけての覚禪鈔の最初期の古写本がまとまって伝来し、鎌倉時代における覚禪鈔の伝播の経過を研究するうえにおいても注目されます。また、鎌倉時代前中期の写本に描かれる図像は、優れた絵画表現がなされていることも評価されます。鎌倉時代・南北朝時代・江戸時代、縦26.8cm、横939.7cm（巻第1）

### 絹本著色熊野垂迹曼荼羅図 1幅

「蟻の熊野詣」、中世における熊野信仰の隆盛ぶりを語るうえでしばしば引用される言葉です。この熊野信仰を背景に制作された熊野曼荼羅図は、室町時代以前の作品だけで40例ほどが知られ、その図様も多様である点が特徴です。

本例は熊野十二所権現を社殿のなかに垂迹神の姿で描き（中央下部）、その上下には紀伊半島（吉野・熊野）の神々を、最上部には種子（梵字）両界曼荼羅図をあらわしています。

全体に絵絹や絵具の剥落が大きい点は惜しまれますが、諸尊は伝統的な仏画の技法で緻密な彩色がなされ、また一方山岳表現の力強い描線には宋画の影響をみることができます。描法から制作年代は鎌倉時代後期と考えられ、両界曼荼羅図を併せ描く唯一の熊野曼荼羅図として貴重です。鎌倉時代、縦132.0cm、横58.2cm



指定 覚禪鈔 卷第140部分  
(勧修寺 京都市山科区)



指定 覚禪鈔 卷第144部分



指定 絹本著色熊野垂迹曼荼羅図 1幅  
(聖護院 京都市左京区)

もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう  
**木造毘沙門天立像**

1躯

尊勝院は青蓮院の院家で、青蓮院東側山手に所在する天台宗寺院です。本尊は元三（慈惠）大師で、本像は本尊脇に安置されています。

像内には銘文が記され、康永3年（1344）に比叡山無動寺常楽院の心聰が大法主、武藏国仙波仏藏坊（川越市喜多院の前身）の寛海が大勧進をつとめ、「大仏師因幡法眼応円、住所倉仏師」が制作をしたということがわかります。当時、常楽院と仙波仏藏坊は結びつきが強く、喜多院に残る暦応5年（1342）の板碑には、心聰、寛海ら天台僧侶の名に加え、「法眼応円」の名も刻まれていて、本像を制作する以前より、仏師応円は天台寺院とつながりをもっていたことが判明します。

応円は、千葉県中山法華経寺の釈迦・多宝如来坐像2躯（1335年制作）、東京都小野神社の隨身椅像1躯（1319年制作）が作例として知られるのみで詳しい履歴はわかりませんが、本像は比較的晩年に制作されたものと考えられましょう。

腰をやや捻り右手、右足を高くあげた動的な姿も破綻なくまとめ、表面には全身に繊細な彩色を施すなど、仏師の高い技量を窺うことができます。

南北朝時代 全長101.5cm

だいとくじでんぱうえるい  
**大徳寺伝法衣類**

京都市北区紫野に伽藍を構える臨済宗本山大徳寺は、鎌倉時代後期の禪僧、宗峰妙超（大燈國師、1282～1337）によって開かれました。禅宗寺院においては、頂相（肖像画）、墨跡、法衣は、師匠から弟子へ法を伝えた証しとして授与されたため、大変尊重され厳重に保管されています。

大徳寺には、大徳寺本山の開山宗峰妙超の伝法衣をはじめ、山内塔頭寺院の伝法衣が多数伝えられています。これらは、法衣、袈裟のほか、坐具、法衣包など46件を数えますが、法衣、袈裟は元・明からの請来品（外国から請い持ち帰った品）や室町時代、江戸時代に制作されたものなど、幅広い時代のものが含まれています。なかでも、中国・元時代から明時代の初頭に制作された、綾、緞子、紋紗、羅、印金など多様な染織品は、遺品が少ない当時の染織技法を知るうえにおいても貴重なものです。また、日中禪宗交流史の足跡や大徳寺における開山信仰を示すものとして、極めて高い価値をもっています。室町時代・江戸時代・元時代・明時代



指定 木造毘沙門天立像 1躯

（尊勝院 京都市東山区）



指定 大徳寺伝法衣類 顕紋紗直綴

（大徳寺 京都市北区）



指定 大徳寺伝法衣類 九条袈裟部分

あしかがたかうじがんもん  
**足利高氏願文 1巻**

附 足利尊氏御判御教書 1巻

足利高氏願文は、足利尊氏（1305～58）が、丹波国篠村の八幡宮に、後醍醐天皇に味方し、北条氏打倒と源氏再興することを祈願して奉納したもの。厚みのある楮紙を用い、楷書で丁寧に書かれています。本文から「高氏」という署名まで同筆です。尊氏は、元弘3年5月までは「高氏」と名乗り、6月以降は、後醍醐天皇から「尊」の字を賜り「尊氏」と名乗るようになります。

足利尊氏は、元弘3年4月27日に京都を発ち伯耆国に向かう途中、29日に篠村に入り、この地で鎌倉幕府に反旗を翻し、京都の六波羅探題を討ちました。したがって本文書は、尊氏が室町幕府成立への動きを決定的にしたことを示す、歴史的意義が非常に大きいものです。

鎌倉幕府打倒後、尊氏が八幡宮に田地を寄進したことを示すのが、附指定する御教書です。この文書は、墨色が異なることから、本文は祐筆の手になり、花押はいわゆる青墨を使用した尊氏自筆のものと判断されます。篠村の八幡宮は、室町時代を通して足利家の崇敬を受けました。

願文：元弘3年（1333） 縦33.0cm 横50.3cm

危岡市文化資料館寄託

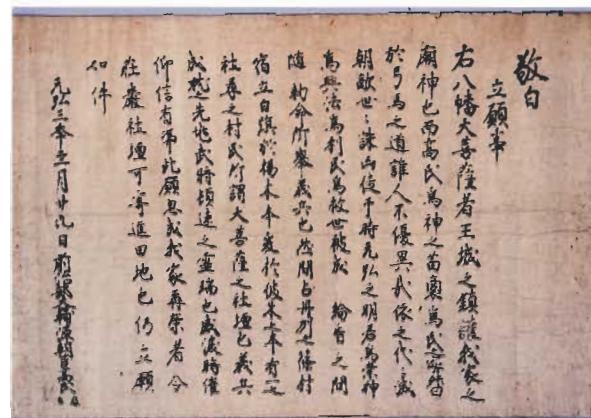
人面付壺形土器 顔面部片 1点

人面付壺形土器顔面部片は、向日市森本町にある森本遺跡の、弥生時代後期に使われていた水路の底部から出土したものです。弥生時代中期の壺形土器の胴部に、目をあけ、鼻や眉を立体的に造形して顔面部を表現しています。

目は、外側からヘラで切りとて切れ長に穴をあけ、上下をまぶた状に盛り上げて、二重瞼を表現しています。鼻と眉は、断面三角形の粘土紐を貼り付けて作り、鼻孔をあけるなど、非常に写実的です。裏側の調整が丁寧でないことから、人が装着する面として作られたものではないと思われます。また、目が開けられているので、壺としての実用性もなく、祭り等の儀式に使用されたものと推定されます。

このような写実的な人面を造形する土器は、他に類例がなく、京都府の弥生時代を代表する遺物として貴重なものです。

森本遺跡は、弥生時代中期から後期の水田跡を伴う集落遺跡で、地域の拠点集落だったと考えられています。弥生時代。最大幅16.5cm 最大縦12.5cm。府立山城郷土資料館保管



指定 足利高氏願文 1巻（八幡宮 鬼岡市）



指定 足利高氏願文裏花押



指定 人面付壺形土器 1点（京都府 京都市上京区）

## ＝無形文化財＝

**紬織** つむぎおり 脣繭から紡いだ糸を使って、農閑期に農家で手機織されていた素朴な絹織物でしたが、明治以降に染色法、風合いの工夫がされて芸術性が高められました。特に、紬織の重要無形文化財保持者である志村ふくみ氏や、村上良子氏に代表される、多彩な色糸を駆使した紬織は、現代感覚にあった工芸作品として高く評価されています。「紬織」は重要な無形文化財であるとして京都府無形文化財に指定されました。

### 保持者 村上良子（京都市左京区在住）

村上良子氏は、昭和24年秋田県横手市に生まれ、志村ふくみ氏の紬織に感銘して昭和52年から弟子入りし、5年の修業後独立されました。昭和61年日本伝統工芸展初入選以来、平成元年東京都知事賞、平成14年に高松宮記念賞を受賞されました。現在、日本工芸会正会員であり、倉敷芸術科学大学教授をお務めです。

村上氏の作品は、抽象絵画を思わせるような大胆な色面構成で表現され、独自の新しい紬織の世界を創造したと言われ、わが国を代表する紬織作家としてその技術と感性を高く評価されており、その存在は重要です。

**友禅** いともり 友禅染は、隣り合う染料の滲みを防ぐ糸目糊を使い、多色染の絵画的表現ができます。京都府では、平成7年に府無形文化財指定し、保持者として森口邦彦氏を認定しています。

### 保持者 羽田登（京都市上京区在住）

羽田登氏は、昭和13年京都市上京区に生まれ、友禅の重要無形文化財保持者である父登喜男氏に師事されました。昭和38年に日本画で日展に初入選され、友禅作品では昭和54年に第26回日本伝統工芸展初入選、後に日本工芸会正会員となり、平成2年に日本工芸会総裁賞を受賞されました。平成14年日本工芸会近畿支部染織部会長に就任され、後進の指導にも力を注がれています。

羽田氏は伝統的な友禅制作技法を高度に体得されるとともに、日本画制作で培われた描写力を活かした具象的表現の作品や、直線・曲線を組み合わせた抽象的表現に、色彩表現の細やかな変化を加えた、現代的で洗練された作品を多数発表され、高い評価を得ておられます。



指定 紬織

認定 保持者 村上良子（京都市左京区）



追加認定 友禅

認定 保持者 羽田登（京都市上京区）

## =史跡名勝天然記念物=

### 田辺天神山遺跡

同志社大学京田辺校地内にある弥生時代後期の丘陵上の集落遺跡です。この遺跡は昭和43年に発掘調査が行われ、約20棟の弥生時代の竪穴式住居跡等が発見されました。その平面形は、円形、隅丸方形、方形、五角形のものがみられ、時期が経過するに従って円形から方形へと推移したと考えられています。

調査終了後、遺構は埋め戻さず芝を貼って整備されたため、竪穴式住居跡や柱穴の調査時の形状がそのまま保存されています。弥生時代のムラの風景を実感することができます。

### 平安京右京一条三坊九町遺跡

門跡 京都府立山城高等学校内には、昭和58年府史跡となった平安時代前期の大規模な邸宅跡があります。近年の発掘調査において、その邸宅の正門跡が見つかりました。門跡は、6箇所の柱痕跡から四脚門として復元され、邸宅跡と一緒にものとして評価されるため、今回追加指定するものです。



指定 田辺天神山遺跡（京田辺市）



追加指定 平安京右京一条三坊九町遺跡門跡  
(京都市北区)

※左上は、四脚門の復元図

## =文化財環境保全地区=

### 天満神社文化財環境保全地区

天満神社は、与謝野町加悦の小高い丘陵、天神山に鎮座しています。神社の創立、由緒の詳細は不明ですが、加悦町誌によると、平安時代、菅原道真に仕えたと伝わる倉彦が形見として拝領した書を安鎮し創立したとされています。

境内地は、天神山上一帯及び参道で、周りを保安林が取り囲み、北、東側には石段を構えた参道、西側には車両用の坂道が境内に通じています。外界と隔絶された閑静な境内は、本殿を中心として、加悦の語源とも伝えられる「我野媛」を祀る吾野神社等7社が鎮座し、樹林と社殿、工作物が一体的な環境を形成しています。拝殿に向かって左手にある燈籠は、鎌倉時代のものとされ、平成7年に府の有形文化財に指定されました。

境内の植生は、東側にスギ・ヒノキが混生しており、主にスダジイの大樹が優占しています。また、西側には主にヒノキの大樹が目立つ植林です。

このように、天満神社では境内地の諸要素が複合した優れた神社環境が保たれており、文化財の保存を図る上で欠かすことのできない地区です。



決定 天満神社文化財環境保全地区  
(与謝野町)

# －京都府指定登録文化財等の保存修理事業－

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和 56 年府条例第 27 号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成 17 年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を報告します。

区分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
① 建造物保存修理事業	13	93,534	31,792
② 建造物防災施設事業	3	4,860	2,870
③ 美術工芸品保存修理事業	8	19,586	9,792
④ 史跡名勝天然記念物保存事業	3	2,934	1,467
⑤ 文化財環境保全地区保存事業	1	158	79
合 計	28	121,072	46,000

## ① 建造物保存修理事業

文化財建造物の価値を失うことなく保存していくには、日常管理のほかに一定の周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理があり、建物の傷んでいる場所や程度によってその方法は違ってきます。

京田辺市西方の鷹ヶ峰山上に鎮座する朱智神社<sup>しきちじんじゃ</sup>は、古く奈良時代に遡る旧社で、現在の本殿は慶長 17 年（1612）建立の桃山時代の華やかな彫刻に飾られた一間社流造りの社殿です。造営以降、数度の修理が行われてきましたが、近年、檜皮葺き屋根の老朽化が進んでいました。今回、屋根葺替えと縁廻り等の部分修理と併せて彩色調査を行った結果、柱、長押、正面の板壁などに、飛龍や天女などの極彩色の絵が描かれていたことがわかりました。彫刻などの彩色も復原して、創建当時の姿に再現できました。



## ② 建造物防災施設事業

文化財建造物は、多くは木造で、屋根も瓦葺きのほか檜皮、柿、茅などの板植物材料で葺かれたものが多く、火災から守るために、早期発見や初期消火などの対応が欠かせません。そのため、自動火災報知設備や消火栓設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要となります。

八幡市男山の東麓に位置する善法律寺<sup>ぜんぽうりつじ</sup>は、京都府内には数少ない律宗の寺で、本堂は石清水八幡宮の社殿の部材を使ったと伝えられ、慶長から寛永年間頃の建築と考えられています。表門は高麗



朱智神社本殿建造物保存修理事業

門形式で宝暦9年（1759）に建てられました。また境内には庫裏や書院等の往事の諸堂が遺されています。今回は万一の出火に備えて、境内諸建物に自動火災報知設備を設置し、併せて消防署への連絡体制の充実を行いました。

### ③美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業6件、防災施設・収蔵庫建設事業2件の8件を実施しました。

保存修理事業は、絵画3件、古文書2件、歴史資料1件で、うち単年度事業を含め4件が終了しました。以下、終了した事業について報告します。

絹本著色八幡垂迹曼荼羅図1幅（京都市龍安寺）及び紙本著色浦嶋明神縁起1幅（伊根町宇良神社）は、いずれも掛幅装で、画面の折れ、擦れなどによる画絹の損傷、及び接着力低下による絵具の剥落の危険性が大きかったため、解体修理及び保存箱の制作を行いました。紙本墨書き穴太寺觀音縁起1巻（亀岡市穴太寺）は、本紙の折れ、擦れによる損傷が大きかったため、解体修理を行い、附指定のものとともに、保存箱を新調しました。

防災施設事業は、平安時代の丈六の巨像である木造阿弥陀如来坐像1躯（長岡京市乗願寺）を安置する本堂の屋根の修復工事を行いました。

### ④記念物保存修理事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

今年度は、常照皇寺境内（京都市右京区）の環境保護のため、雪害のため老朽化した樹上避雷針に代わり、周囲の環境に配慮した避雷針を新設しました。

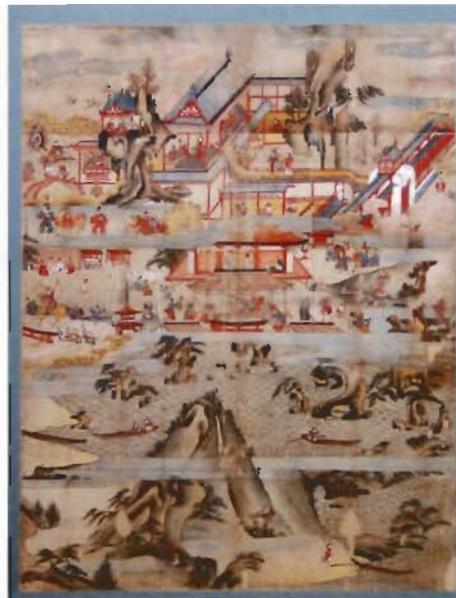
### ⑤文化財環境保全地区保存修理事業

文化財環境保全地区は、京都府指定・登録有形文化財や記念物の保存のために、周辺の一定区域を環境保全区域と定め、文化財と一体となった自然や歴史的な環境を保全するものです。

法常寺（亀岡市畠野町）は近世の建築群や自然環境が一体となっています。その環境を保全するため、落下した枝や倒木の処理をしました。



善法律寺本堂ほか1棟建造物防災施設事業



紙本著色浦嶋明神縁起1幅  
美術工芸品保存修理事業



常照皇寺境内保存修理事業

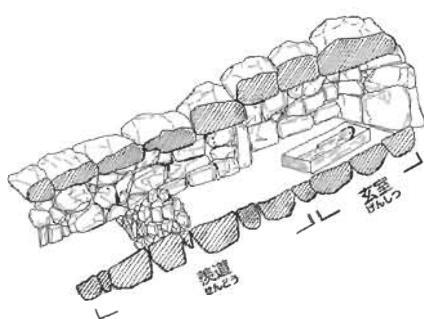
### 『古事記』・『日本書紀』にみる黄泉の国

奈良時代に編纂された歴史書『古事記』・『日本書紀』には、イザナギ神・イザナミ神の男女両神の結婚による神々の生成の神話が記されています。その伝承の終わりに、イザナミ神は亡くなりますが、その死にかかわる話の中に、黄泉の国（死後の世界）の情景が描写されています。

イザナギは、亡くなった妻を追い求めて閉ざされた扉を通り抜け、黄泉の国に入ります。そして、現世にもどるよう懇願します。イザナミは黄泉の国で作られた食物を食べたのでもどることはできないが、黄泉神と話してみるので、私を見ないで欲しいと言います。しかし、イザナギは注意されていたにもかかわらず、明かりを灯して、妻の腐敗し蛆のわいた遺体を見てしまいます。自分の遺体を見られてイザナミはとても怒ったので、イザナギは黄泉の国から逃げ出します。走りながら、葡萄や筍、桃を投げ、さらに剣を後ろ手で払いながらやっと脱出に成功します。現世に戻ったイザナギは死者に対する縁を絶つ儀礼を行い、イザナミに別れを告げることとなります。

### 横穴式石室にみる黄泉の国

古墳の埋葬施設のうち、墳丘側面に通路や入り口をもつ石組みの墓室を横穴式石室といいます。横穴式石室をもつ古墳は、朝鮮半島からの影響をうけて出現し、古墳時代の後半（5世紀後半）～飛鳥時代（7世紀）に盛んに営まれました。古墳時代前半の竪穴式石室が構造的に追葬（初葬の後、後から棺を追加する。）が困難であるのに対し、横穴式石室は、追葬が容易な点が最大の特徴で、墳丘中央部に営まれる墓室（玄室）と、墳丘外から玄室に至る通路（羨道）からなります。



横穴式石室模式図

発掘調査を実施すると玄室内を中心に多量の遺物が出土します。木棺に使用された鉄釘、多量の容器類、アクセサリーとなる玉類、馬具、武器となる鎌、矛、刀、剣等です。まれに金銅製のものもあります。

ところで、黄泉の国で作られた食物をとることを『古事記』・『日本書紀』では、「黄泉戸喫（ヨモツヘグイ）」と表現され、飲食すると現世に戻れなくなると考えられていたようです。発掘調査で出土した容器にも、食物を盛り付けた例がまれに認められます。そのため、横穴式石室内で出土する容器には食物を入れて死者に備えられていたのではないかと考えられます。

また、イザナギが明かりを灯して「妻の腐敗し蛆のわいた死体」をみると、追葬が一般化した暗い玄室内で、腐敗した死体を実見する機会が多かったことを想定させます。

イザナギが黄泉の国から逃げ出すぐだりは、石室の長い羨道を想像させますし、閉ざされた扉や死者に対する縁を絶つ儀礼行為は、板石や塊石を充填させた石室の閉塞石を思い起させます。

このように、横穴式石室の埋葬状況の中には、『古事記』・『日本書紀』に記された黄泉の国的情景に繋がるものが多く、仏教による死後の世界とは違う考え方を読み取ることができます。



高山 12号墳横穴式石室玄室  
(遺物出土状況)



高山 12号墳横穴式石室羨道  
(閉塞石の状況)

表1 京都府内の横穴式石室をもつ古墳（国指定史跡および京都府指定史跡のみ掲載した。）

名 称	指 定	墳 丘		時 代	横穴式石室の規 模		備 考
		墳 形	規 模		全 長	玄 室 長	
蛇 塚 古 墳	国指定史跡	前方後円墳	75.0m(全長)	7世紀初め	17.8m	6.8m	京都市右京区
天 塚 古 墳	国指定史跡	前方後円墳	75.0m(全長)	6世紀	10.0m 7.5m	— 4.5m	京都市右京区 石室2基あり町
物集女車塚古墳	府指定史跡	前方後円墳	45.0m(全長)	6世紀前半	10.9m	5.1m	向日市物集女
坊 田 1号 墳	府指定史跡	方 墳	18.0m(辺)	7世紀前半	6.8m	4.8m	南丹市八木町
坊 田 2号 墳	府指定史跡	円 墳	8.0m(径)	7世紀前半	—	—	南丹市八木町
坊 田 3号 墳	府指定史跡	円 墳	15.0m(径)	7世紀前半	7.7m	3.8m	南丹市八木町
坊 田 4号 墳	府指定史跡	円 墳	10.0m(径)	7世紀前半	—	3.6m以上	南丹市八木町
坊 田 5号 墳	府指定史跡	円 墳	16.0m(径)	7世紀前半	10.1m	3.8m	南丹市八木町
長者森古墳	府指定史跡	円 墳	23.0m(径)	6世紀前半	12.5m	5.5m	福知山市夜久野町
高山12号墳	府指定史跡	円 墳	18.0m(径)	7世紀初め	12.0m	5.9m	京丹後市丹後町
湯舟坂2号墳	府指定史跡	円 墳	17.5m(径)	6世紀後半	10.6m	5.7m	京丹後市久美浜町

## 府内の横穴式石室

京都府内で確認されている古墳は、現在約12,000基あり、そのうち横穴式石室を埋葬施設とするものはその1割です。これらのうち、国及び府指定史跡となっているものが11基あります（表1）。

そのうち、府指定の横穴式石室墳を2基紹介します。

### もづめ 物集女車塚古墳

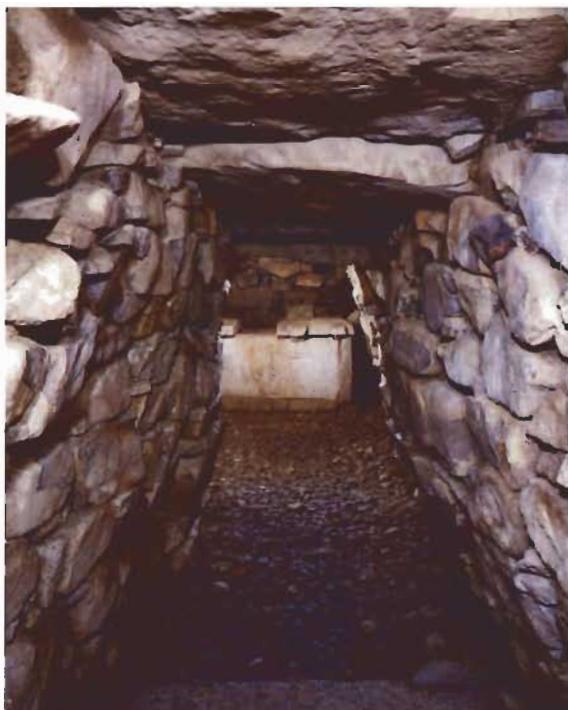
乙訓地域で最も古い横穴式石室です。この古墳は江戸時代に淳和天皇陵墓の「御車塚」と呼ばれ、陵墓参考地として扱われてきました。明治時代になり、陵墓参考地からは除外されました。物集女街道の近くにあり、墳丘も大きいところから地元でもよく知られていました。

昭和5年、58年、59年に発掘調査が行われ、石室内部の遺存状況がかなり良好であることが判明しました。1000点以上にのぼる須恵器、馬具、武器等多種多様な遺物が出土しました。これらの成果は、畿内の横穴式石室を考える上で指標となるものです。調査終了後、墳丘は芝を張って整備され、石室は日を決めて公開しています。

### 坊田古墳群（1～5号墳）

南丹市の大堰川流域西方にそびえる八木城の山麓にあります。現在5基の古墳が指定されていて、方墳1基、円墳4基の横穴式石室墳で構成された7世紀前半の古墳群です。

5号墳は府立養護学校の校舎建設に伴い、発掘調査が実施されました。墳丘には人頭大の角礫が巡り、石室内からは多量の土器とともに、鎌や刀等の武器と馬具が出土しています。調査終了後、石室は埋め戻して整備されました。1～4号墳も墳丘や石室の形状がそのまま良好に遺存しています。



物集女車塚古墳横穴式石室

(羨道から玄室をのぞく、奥にみえるのは死者をおさめた家形石棺)



坊田3号墳横穴式石室

(石室入り口から玄室をのぞく)

# 国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成18年8月1日)

種別 区分	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物				
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考古資料	歴史資料	計	史跡	名勝	天記念物	天然記念物	史跡	名勝	天記念物	天然記念物
全 国	国宝	(213)	(257)	157	126	252	223	59	41	2	860							
	重文	2298	4101	1795	2489	2153	1634	658	518	148	9395							
	計	2298	4101	1952	2615	2405	1857	717	559	150	10255	60	29	72	161	1565	302	933
	登録	5428			1	1				1	2	4						2800
京 都 府	国宝	(48)	(60)	46	37	14	81	3	2	0	183							
	重文	286	546	429	368	153	580	55	22	13	1620							
	計	286	546	475	405	167	661	58	24	13	1803	3	11	0	14	79	40	9
	登録	208								1	1							128

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。

2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

## 京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成18年8月1日)

種別	有形文化財												無形文化財												史跡		名勝		天然記念物		指定登録		文保化全財環境区		合計
	美術工芸品												民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		指定登録		文保化全財環境区		選定保存技術										
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考古資料	歴史資料	小計	無形文化財	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	指定登録	文保化全財環境区	選定保存技術	合計																
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	合計								
市町村																																			
京都市	41	6	18	14	15	4	9	7	7	74	5	1	1	2	3	1	2	3	1	2	128	8	1	2	139										
向日市	2	1																										5							
長岡京市	1	2	4				2	1		9											10	1	1				12								
大山崎町	1	1	1			1				2											2	1					3								
宇治市	7	3	3	1	2		2	2		8										18	3	2				23									
城陽市	4	1								1	1	1			2					1	7	4				12									
八幡市	3	2	1	2			1			4										10	2	2				14									
真田辺市	1	5	2	1			1	1	1		4	2								6	7	6				19									
久御山町	1						1				1										3						3								
井手町	1	1				1				1	1									1	3	2				7									
宇治田原町	2																				3		2				5								
山城町	2	3	1																		2	5	3				10								
木津町	3		1	1						1	1				1	1	1			3	5	2				10									
加茂町	2	2	3	2	2	1				1	8	3			3	3	1			1	10	11	3			24									
笠置町	2						1	1			2									2	3	1				6									
相楽町	1	2	1							3					2	1				1	4	4	1			9									
精華町	1			1						1					1					2	1	1				4									
南山城町	2	2					1			2	1				1					3	3	1				7									
龜岡市	2	6	1	1	2	2		2		8	2				1	2	3		3	15	12	7				34									
南丹市	6	7	1	2	1	2	1	1	1	6	3				2	10	2		1	17	20	6				43									
京丹波町	1	4	2	3	1	1		2	1	8	2				1	3			1	11	9	2				22									
綾部市	5	7	1	0	1	2			1	1	4	2	1		3			1	1	12	12	5				29									
福知山市	5	4	3	1	2	2	2	4		11	3	1	1	1	1	6	2		2	23	13	5				41									
舞鶴市	6	2	2			2	1	3	2		8	2			1	11			1	15	16	3				34									
宮津市	5	1	4	2	2	1	2	4	1	1	16	2		3	2	2	3	1	27	8	1				36										
与謝野町	3	2	1		1					2					3	2	2	2	2	11	5	3				19									
伊根町	1	1								1					2	5				3	6					9									
菖蒲郡	94	5	3	7	2	4		1	1	3	1	1	14	9		3	11	6	1	1	29	25	3			57									
地藏院																				5	5					5									
合計	94	80	45	8	41	8	37	9	11	1	34	8	18	1	12	1	198	36	7	2	12	18	68	21	16	15	5	371	201						
	174	53	49	46	12	42	19	13	234	7	14	86	21	16	20	572				67	2	641													

\*国指定文化財に指定期間が終了したため落成の指定期間(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定期間は文化財の焼失等により府の登録が解除、取消された件数は含まない。

\*平成17年10月11日に丹波町・瑞穂町・和知町が合併して京丹波町となっている。

種別区分	重要無形文化財								登録形俗文化財	重要民俗文化財			重統造保 建物群 存地区	選定保持技術				重文化的 景観	登録記念物								
	保持者									有形	無形	計		保持者		保持団体											
	芸能				工芸技術									保持者		保持団体											
	各個		総合		各個		総合							保持者		保持団体											
全国	件	人	件	団体	件	人	件	団体						件	人	件	団体										
国	38	56	11	11	45	57 (56)	14	14	3	203	246	449	78	46	50	23	24 (22)	2	6								
京都府	3	3	0	0	11	13 (12)	0	0	0	3	9	12	7	18	19	5	5	0	1								

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係にわ、次のものがある。

- (1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疏水 (史) 石のカラト古墳  
(2) 地域を定めず指定したもので京都府に関係の深いもの (主な生息地) (特天) カモシカ、(天) 小国鶴、(特天) オオサンショウウオ、  
(天) イタセンバラ、(天) アユモドキ

4. 重要無形文化財及び選定保存技術の ( ) 内は、実人数と実団体数である。

## 市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成18年8月1日)

市町村名	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文保全地区	選定保存技術	合計	条例制定年月	備考
	建造物		美術工芸品																	
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考古学資料	歴史資料	計	有形文化財	民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	文保全地区	選定保存技術	合計	条例制定年月	備考
京都市	指定	67	183	72	49	22	5	10	5	172		4		14	26	25		(317)	56.10	
	登録	23	38	3	6	1		23		37		3	5	12	3	10		(139)		
	計	90	221	75	55	23	5	33	5	209		7	5	26	29	35	(9)	456		
向日市			2	8				4	7	1	22			1	1			24	59.9	
長岡京市		3	23	7	5			6	3	21				3		4		31	50.7	
大山崎町		5	5		1					1							6	60.4		
宇治市		4	15	3	33	2	3		4	2	47	1		1	1	3		54	44.4	
城陽市		5	11		11	2		2	2	19		1	1	1				29	61.4	
八幡市				5	10			1	1	17								17	60.3	
京田辺市					2				3	5			4	3				12	50.3	
久御山町					2	5				7						1		8	H15.3	
井手町					1				1	2				1				3	H7.3	
宇治田原町		9	9		11		2		1	14		1	1	1	1	2		28	48.10	
山城町		6	7	2	6	1	4	9	1	22		2	3					33	47.9	H17.4改正
木津町					2				1	3			1					4	60.10	
加茂町				1	1					2								2	61.4	
笠置町																		0	H7.3	
和束町																		0	H7.3	
精華町					5					5								5	63.12	
南山城町																		0	51.12	
亀岡市		8	13	4	18	4	1	0	1	28		1	1	2		5		45	43.12	
南丹市		17	22	2	39	12	2			55		1	3	1		10	(1)	88	H18.1	
丹波町		3	3	2	12	3	3			20		3	7	1	2			36	H17.10	
綾部市		4	6	5	13	3	4	8		33		2						39	40.4	
福知山市		18	25	26	35	7	4	9	3	84		1	11	3		18		135	38.6	
舞鶴市		10	12	7	24	11	2	3	4	56		6	5	1	1	9		88	38.10	
宮津市		7	7	8	16	3	2	2	2	1	34		10	4		1	4	60	59.4	
伊賀野町		10	10	6	17	5	3	1	1	36		4	6		3		59	H18.3		
伊根町		1	2									1	11					13	60.6	
京丹後市		11	11	15	10	11	3	1	9	49		1	3	17	2	6	(2)	91	H16.4	
都部指定		121	181	97	285	63	29	41	52	15	582	1	23	54	51	10	65	(3)	910	条例制定市町村 28/28
指定		188	364	169	334	85	34	51	57	24	754	1	27	54	65	36	90		(1227)	
登録		23	38	3	6	1	0	23	0	4	37	0	3	51	12	3	10		(139)	
合計		211	402	172	340	86	34	74	57	28	791	1	30	105	77	39	100	(12)	1366	

\*文化財環境保全地区（決定）は、指定件数に含めた。



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

## 文化財保護 No.24 守り育てようみんなの文化財

発 行 京都府教育委員会

京都市上京区下立売通新町西入ル

編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課

TEL (075) 414-5901



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

5000